

平成30年度 第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：平成30年10月31日（水）15:00～

会場：関内駅前第一ビル2階 210会議室

1 教育委員会あいさつ

2 協議

(1) いじめ防止啓発月間（12月）における取組について [資料1]

3 報告

(1) 平成29年度「いじめ」・「暴力行為」・「長期欠席」の状況調査結果 [資料2]

(2) リーフレットの改訂について [資料3]

『子供の「心」を育ててこそ安心・安全なスマホ・ケータイ!』

4 その他

(1) 情報提供（横浜市子ども会連絡協議会より）

(2) その他

・平成31年度 いじめ問題対策連絡協議会開催について [資料4]

平成 30 年度「横浜市いじめ防止啓発月間（12 月）」取組実施要項

1 趣旨

本市では、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り社会全体でいじめ防止に取り組むため、12 月を横浜市いじめ防止啓発月間と位置づけています。

この啓発月間の取組をより効果的なものとするため、横浜市いじめ問題対策連絡協議会において合意された、市全体での協働の取組を実施します。

2 実施期間

平成 30 年 12 月 1 日（土）から 31 日（月）までの 1 か月間

3 実施内容

(1) いじめ防止に向けた「のぼり」「ポスター」等の活用

12 月のいじめ防止啓発月間のシンボルとして、26 年度配布したいじめ防止に向けたのぼりや本年度作製するいじめ防止啓発ポスターを活用するところにより、広く啓発し、全市におけるいじめ防止の取組を推進します。

【のぼりの活用】

- ・全市立学校で、あいさつ運動や朝会での活用や昇降口等へ掲示
- ・いじめ問題対策連絡協議会に係わる関係機関・団体や市庁舎、区役所等での掲示など、いじめ防止に向けた啓発に活用



【ポスターの活用】

- ・全市立学校及びいじめ問題対策連絡協議会に係わる関係機関・団体、市庁舎・区役所等に、「いじめ防止啓発月間」を中心に掲示し、いじめ防止に向けた啓発活動に活用予定

【地下鉄での啓発】

- ・地下鉄の車両情報装置による広告掲出による、啓発を実施予定(12 月 1 日～31 日)

『広告◆心の奥の悲しみに気づきたい～12 月は横浜市いじめ防止月間です～

◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆』

(2) 「いじめ防止市民フォーラム」の開催

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働で、いじめ防止に向けた「いじめ防止市民フォーラム」を開催することにより、いじめ防止の啓発を広く市民に広報します。

ア 開催日時

平成30年12月2日（日） 13:00～15:00 （受付12:30）

イ 開催内容

テーマ

いじめの問題を自分ごととして捉え、互いに支え合う子ども社会をつくろう
～子どもや大人が、解決に向けて具体的に行動できるために～

【テーマについて】

いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義にある子どもの「心身の苦痛（傷つき）」は周りが気づかない中に起こり得る。それだけに身近にいる人が気づき、解決に向かう行動ができるかが、早期発見、解決にはかかせない。

傷ついた子どもの存在に気づき、その回復と課題解決に向けて行動し、互いにその存在を大切にする社会をつくるために、どのようにすればよいのか、また、子どもの周りでその育ちを見守る大人が何を出来るのかを考えられる機会にしたい。

【次第】

- 1 開会
- 2 主催者挨拶（会長）
- 3 教育委員会挨拶
- 4 横浜子ども会議の取組から
 - ・上郷中ブロック（上郷中、庄戸小、上郷小）の取組
 - ・ろう特別支援学校の取組
- 5 関係機関・地域と連携した取組
 - ・六ツ川中ブロック（六ツ川中、六ツ川小、六ツ川台小、六ツ川西小）の取組
- 6 パネルディスカッション
[コーディネーター]
横浜市いじめ問題対策連絡協議会 宮生会長
[パネリスト]
小中学生代表、高校生代表、保護者代表、学校関係者代表
- 7 閉会

ウ 場所

南公会堂

（横浜市南区浦舟町2-33 南区総合庁舎内 横浜市営地下鉄：阪東橋駅徒歩8分）

エ 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会-

平成 29 年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

平成 29 年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為 **4,929 件** [対前年度 592 件 (13.6%) 増]

小学校で増加 [対前年度 600 件 (21.0%) 増] (28 年度 2,861 件→29 年度 3,461 件)

中学校は微減 [対前年度 8 件 (0.5%) 減] (28 年度 1,476 件→29 年度 1,468 件)

- ・小学校では、前年度に比べ、生徒間暴力が 382 件 (18.5%)、対教師暴力が 85 件 (28.0%)、器物損壊が 170 件 (38.2%) 増加しました。
- ・小学校では、特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向が続いています。
- ・中学校では、26 年度以降減少傾向が続いています。

2 いじめ（認知件数） **4,649 件** [対前年度 873 件 (23.1%) 増]

小中学校ともに増加 小学校 [対前年度 581 件 (19.5%) 増] (28 年度 2,985 件→29 年度 3,566 件)

中学校 [対前年度 292 件 (36.9%) 増] (28 年度 791 件→29 年度 1,083 件)

- ・いじめ認知件数の増加は、「いじめの定義」の理解が広く浸透し、早期の小さな段階から「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に対応した結果だと考えられます。
- ・いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の 66.7%に見られます。
- ・いじめの発見のきっかけは、「本人からの訴え」、「当該児童生徒の保護者からの訴え」が大きな割合を占めています。また、「他の児童生徒からの情報」の件数と構成比が増加しています。

3 長期欠席 **5,893 人** [対前年度 541 人 (10.1%) 増]

〈 長期欠席の内訳は「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」 〉

不登校は増加 [対前年度 500 人 (12.3%) 増] (28 年度 4,059 人→29 年度 4,559 人)

不登校以外の長期欠席は微増 [対前年度 41 人 (3.2%) 増] (28 年度 1,293 人→29 年度 1,334 人)

- ・長期欠席（年間 30 日以上欠席）した児童生徒のうち、「不登校」について増加が続いています。
- ・不登校の要因は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 28.4%、家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が 29.5%です。
- ・前年度からの継続ではない、新たな不登校の児童生徒数が、不登校全体の 41.8%です。

1 暴力行為の発生状況【概要】

◆全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
小学校	1,943	1,655	2,080	2,861	3,461	600	21.0%
中学校	2,195	2,045	1,826	1,476	1,468	▲8	▲0.5%
計	4,138	3,700	3,906	4,337	4,929	592	13.6%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
小学校	377	181	192	304	389	85	28.0%
中学校	216	235	145	112	104	▲8	▲7.1%
計	593	416	337	416	493	77	18.5%

(2) 生徒間暴力の発生件数

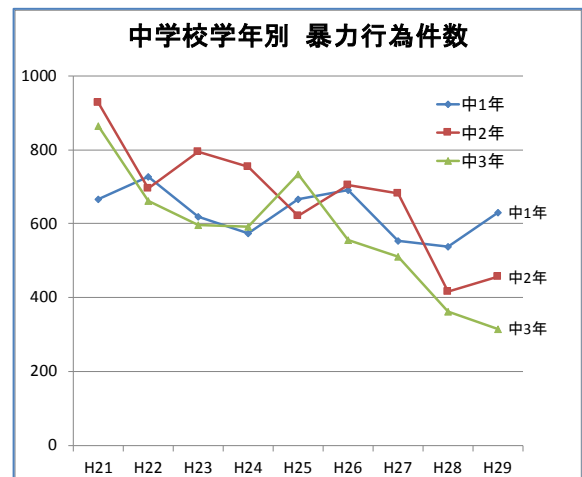
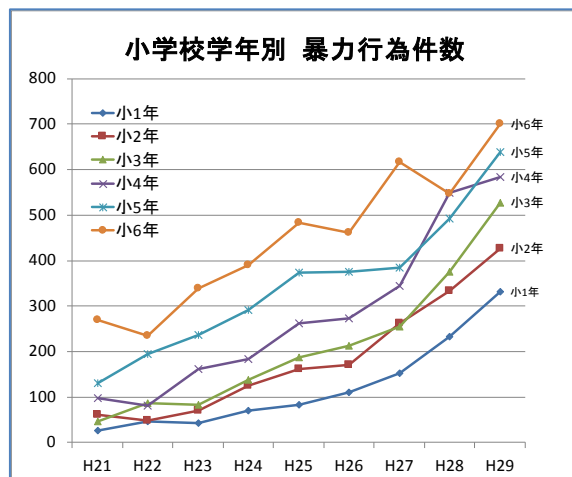
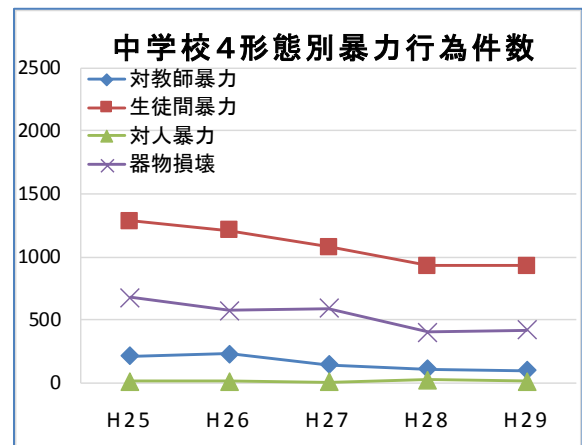
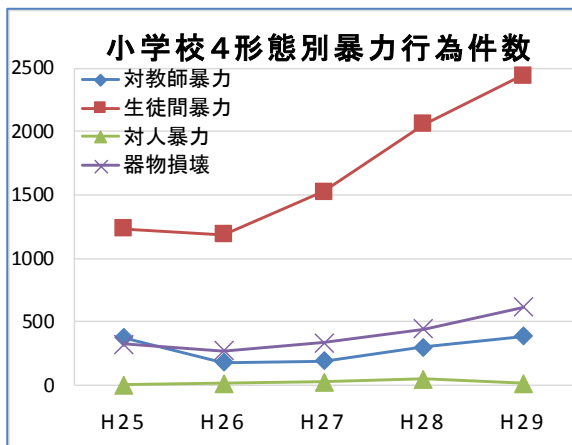
	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
小学校	1,234	1,187	1,525	2,060	2,442	382	18.5%
中学校	1,287	1,214	1,077	929	930	1	0.1%
計	2,521	2,401	2,602	2,989	3,372	383	12.8%

(3) 対人暴力の発生件数

	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
小学校	5	16	27	52	15	▲37	▲71.2%
中学校	15	17	11	29	14	▲15	▲51.7%
計	20	33	38	81	29	▲52	▲64.2%

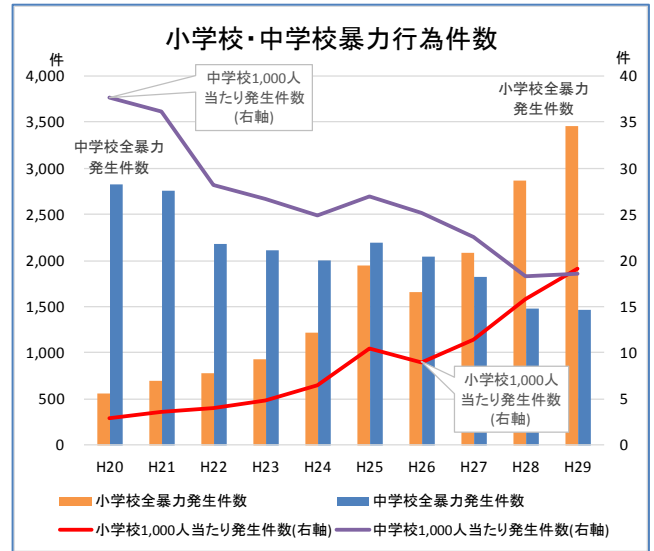
(4) 器物損壊の発生件数

	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
小学校	327	271	336	445	615	170	38.2%
中学校	677	579	593	406	420	14	3.4%
計	1,004	850	929	851	1,035	184	21.6%



■ 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比 21.0%増です。

- ・ 29年度に初めて暴力行為 1,000 人当たり発生件数が小中学校で逆転（小学校 19.1 件、中学校 18.6 件）しています。
- ・ 生徒間暴力の発生件数が 382 件増、器物損壊の発生件数が 170 件増と大幅に増加しています。
- ・ どの学年においても暴力行為の件数が増加しています。さらに、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。
- ・ 10 件以上暴力行為が起きている小学校が、年々増加しています。中でも 5 件以上発生した学校数が、205 校と全体の約 6 割を占めています。
- ・ 特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向があります。小学校では、5 件以上繰り返し暴力行為を起こした児童数は 74 人、778 件と増加しています。



- ・ 繰り返し暴力行為を起こした児童の暴力件数に対する4形態ごとの割合では、対教師暴力が 778 件中 258 件、33.2%を占めています。これは小学校での全暴力件数に対する対教師暴力の割合 11.2%と比較して、高くなっています。

【小学校における暴力行為の発生件数別 学校数】

	H25	H26	H27	H28	H29
0件	125	129	92	86	68
1～4件	103	96	104	86	68
5～9件	54	57	74	63	79
10件以上	61	60	72	107	126
全小学校数	343	342	342	342	341

【特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況】

(5 件以上暴力行為を起こした人数と件数)

		H25	H26	H27	H28	H29
小学校	人数	56	45	57	66	74
	件数	628	363	547	667	778
中学校	人数	38	47	19	14	12
	件数	271	155	122	80	97

【小学校における5件以上暴力行為を繰り返す児童の4形態別暴力件数と割合】

H29 小学校	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	総数
5件以上繰り返す児童による暴力件数 (構成比)	258 (33.2%)	448 (57.6%)	5 (0.6%)	67 (8.6%)	778 (100%)
全市内児童による暴力件数 (構成比)	389 (11.2%)	2,442 (70.6%)	15 (0.4%)	615 (17.8%)	3,461 (100%)

- ・ 小学校の暴力行為の増加の要因は、小さなトラブル段階のものであっても、しっかりと受け止めて学校が組織的に対応したことや、特定の児童が繰り返し暴力行為を行っていることなどが考えられます。
- ・ 今後も、引き続き初期の暴力行為を見逃さず、児童支援専任教諭を中心とした組織的な対応に取り組むとともに、区役所や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、児童の状況、背景を理解し、個に応じた指導を一層推進します。
- ・ 同じ行為を繰り返させないように、組織として毅然とした対応をするとともに、保護者と協力して適切な支援を行います。

■ 中学校での暴力行為発生件数は4年連続の減少です。

- ・ 中学校では、26年度以降、4年連続で減少となりました。29年度は器物損壊が 14 件、生徒間暴力が 1 件増加しましたが、対教師暴力が 8 件、対人暴力が 15 件減少し、中学校全体としては引き続き減少傾向が見られます。
- ・ 中学校 1 年生の暴力行為の発生件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少の傾向が続いています。
- ・ 中学校では、1 人あたりの暴力行為、繰り返し暴力行為を起こした生徒（1 人が 5 件以上）の人数が減少しています。

- ・ いずれも学校が「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした組織的な対応・指導を行い、保護者や関係機関との緊密な連携、再発防止の取組が定着した結果だと考えられます。
- ・ 中学校ブロック内での児童支援・生徒指導専任教諭の小中連携が促進されたことで、早い段階で、より正確な生徒の把握ができるようになり、個に応じた適切な対応につながったことも、暴力行為減少の要因の一つと考えられます。

2 いじめの状況【概要】

(1) いじめの認知件数

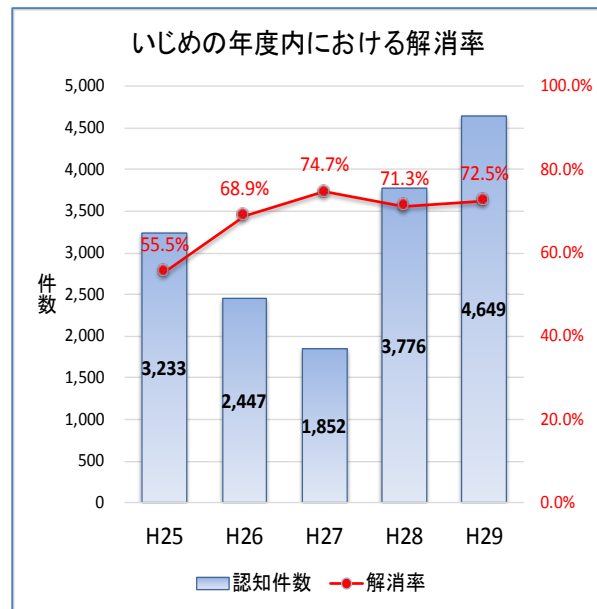
	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
小学校	2,279	1,781	1,343	2,985	3,566	581	19.5%
中学校	954	666	509	791	1,083	292	36.9%
計	3,233	2,447	1,852	3,776	4,649	873	23.1%

(2) いじめの年度内における解消率

小学校	H25	H26	H27	H28	H29
認知件数	2,279	1,781	1,343	2,985	3,566
解消件数	1,285	1,251	1,018	2,154	2,605
一定解消	927	527	321	743	—
取組中	67	3	4	88	961
解消率	56.4%	70.2%	75.8%	72.2%	73.1%

中学校	H25	H26	H27	H28	H29
認知件数	954	666	509	791	1,083
解消	510	434	366	538	765
一定解消	402	231	142	220	—
取組中	42	1	1	33	318
解消率	53.5%	65.2%	71.9%	68.0%	70.6%

合計	H25	H26	H27	H28	H29
認知件数	3,233	2,447	1,852	3,776	4,649
解消	1,795	1,685	1,384	2,692	3,370
一定解消	1,329	758	463	963	—
取組中	109	4	5	121	1,279
解消率	55.5%	68.9%	74.7%	71.3%	72.5%



■ 小中学校ともにいじめの認知件数が増加しています。

- いじめの認知件数は、28年度と比べて小学校、中学校ともに大幅に増加し、合計で873件増加しています。
- 年度内での解消率は72.5%です。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（H29.3）で、「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内で解消している状態とならないケースがあるため、昨年度までの改善率の数値とは大きく異なります。

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3ヶ月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認） 「国のいじめ防止等のための基本的な方針」（29年3月改定）より

(3) いじめの態様

	件数	※割合
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,100	66.7%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	644	13.9%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	933	20.1%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	259	5.6%
金品をたかられる。	67	1.4%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	356	7.7%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	505	10.9%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	191	4.1%
その他	70	1.5%
件数合計（複数回答）	6,125	

※割合：いじめ認知件数4,649件に対して各項目が占める割合

■ いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の 66.7%に見られます。

- ・ 項目別の割合では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全認知件数に対し、66.7%と高い割合です。また今もなお「金品をたかられる」が 67 件あり、少なからず見られます。

- ・ 「冷やかしかからかい・・・」、「軽くぶつかられたり・・・」といった内容では、小さな段階であっても、被害を訴えた側の立場に寄り添っていじめとしてとらえて指導することで割合が高くなってきています。
- ・ 金銭授受については、「子ども同士のお金のやり取りはやってはいけないこと」として、入学・進級の際に児童生徒や保護者にリーフレットや文書等を活用して啓発をしています。保護者とともに「いじめや刑事事件につながる可能性があること」として一層取組を推進する必要があります。
- ・ 「ネットいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、スマートフォンの無料通話アプリ等を利用し発生するため、周りから事実が把握されにくい状況があり、気付かない状況で被害が広がっているため、引き続き、スマートフォン等へのフィルタリングの普及や小学校低学年からの計画的なネットリテラシーや情報モラルに関する教育、家庭や子どもたちが主体的に取り組むルールづくり、保護者の啓発等の取組を推進する必要があります。

(4) いじめの発見のきっかけ

	件数	構成比
当該児童生徒の保護者からの訴え	1,791	38.5%
本人からの訴え	1,207	26.0%
学級担任が発見	674	14.5%
他の児童生徒からの情報	298	6.4%
学級担任以外の教職員が発見	234	5.0%
アンケート調査など学校の取組により発見	196	4.2%
他の保護者からの情報	182	3.9%
養護教諭が発見	38	0.8%
学校以外の関係機関からの情報	11	0.2%
地域の住民からの情報	9	0.2%
その他(匿名による情報など)	5	0.1%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	4	0.1%
計	4,649	100.0%

■ いじめの発見のきっかけは、「本人からの訴え」が 26.0%、「当該児童生徒の保護者からの訴え」38.5%と大きな割合を占めています。

- ・ 「本人からの訴え」、「当該児童生徒の保護者からの訴え」以外では、「学級担任が発見」14.5%、「学級担任以外の教職員が発見」5.0%、「養護教諭が発見」0.8%と教職員の発見が 20.3%となっています。
- ・ 「他の児童生徒からの情報」の件数と構成比が増加しています。(H27 : 109 件 (5.9%) → H28 : 222 件 (5.9%) → H29 : 298 件 (6.4%))

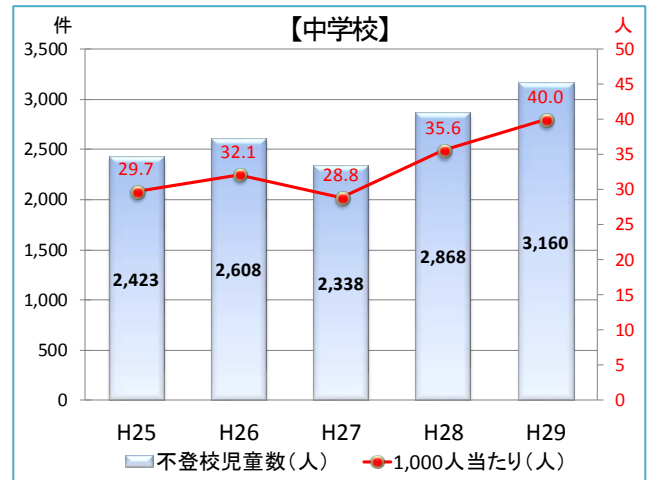
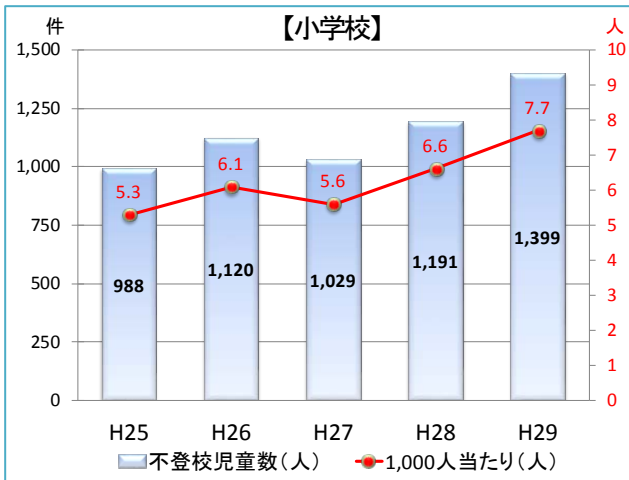
- ・ 本人・保護者が学校に相談しやすくなったこと、丁寧に話を聞く体制が整っていると考えられます。また、児童生徒理解に基づく関係づくりを進めたことと、保護者はパートナーという視点で連携をしていることの結果であると考えられます。大人から見えにくいいじめについて一層の実態把握に努め、解決に向けた早期発見・早期対応を推進します。
- ・ 担任以外の発見については、学級担任だけに任せるのではなく、複数の教職員がチームを組んで情報を共有し、子どもたちを見守る体制を整えていることで、些細な変化に対して気づくことができたといえます。
- ・ 各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、確実に判断・対応できる体制を整備し、仕組みを構築する等、「いじめ重大事態に関する再発防止策(28年度策定)」8項目34の取組を着実に実行します。
- ・ 今後より一層、児童生徒への「いじめの定義」理解を進めることや、「横浜子ども会議」等の児童生徒の主体的な活動を促進することで、いじめの傍観者などを減らし、他の児童生徒が周りの大人に訴えたり、互いに注意し合えたりする「いじめが起りにくい風土づくり」に取り組む必要があります。

3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数

【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H25	H26	H27	H28	H29	増減	増減率
病気	627	563	885	845	862	17	2.0%
経済的理由	4	2	11	0	0	0	0.0%
不登校	3,411	3,728	3,367	4,059	4,559	500	12.3%
その他	485	380	821	448	472	24	5.4%
合計	4,527	4,673	5,084	5,352	5,893	541	10.1%



※「1000人当たり」は、児童生徒1000人あたりの不登校児童生徒数

【欠席日数別】

小学校	H25		H26		H27		H28		H29	
	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり
30～89日	514	2.8	617	3.4	541	3.0	679	3.7	719	4.0
90～179日	334	1.8	369	2.0	366	2.0	423	2.3	577	3.2
出席10日以下	140	0.8	134	0.7	122	0.7	89	0.5	103	0.6
合計	988	5.3	1,120	6.1	1,029	5.6	1,191	6.6	1,399	7.7

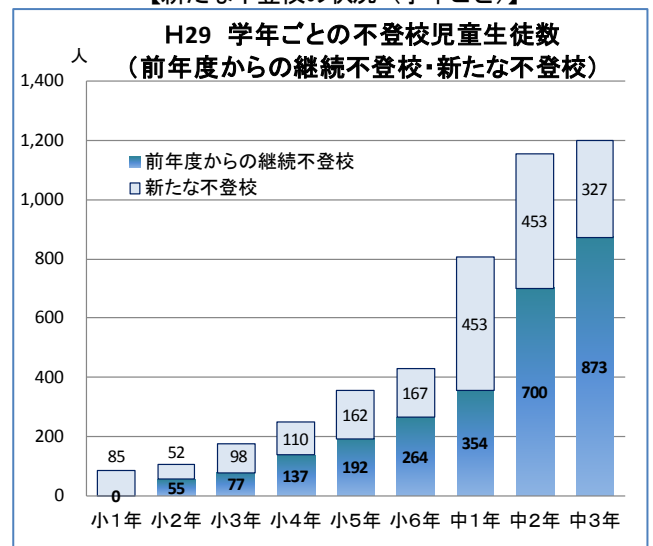
中学校	H25		H26		H27		H28		H29	
	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり
30～89日	943	11.6	1,045	12.9	772	9.5	1,056	13.1	1,208	15.3
90～179日	991	12.2	1,101	13.5	1,141	14.1	1,388	17.3	1,505	19.0
出席10日以下	489	6.0	462	5.7	425	5.2	424	5.3	447	5.7
合計	2,423	29.7	2,608	32.1	2,338	28.8	2,868	35.6	3,160	40.0

※年間授業日数はおよそ200日

■ 30～89日欠席した児童・生徒数が不登校全体の42.3%です。

- ・ 小学校では、30～89日の欠席児童が不登校全体の半数以上(51.4%)を占めています。中学校では、30～89日の欠席生徒が不登校全体の38.2%です。
- ・ 新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の41.8%(前年度42.0%)です。
- ・ いわゆる中1ギャップといわれているように、中1で不登校が増加しています。しかし、前年度からの継続不登校・新たな不登校と分類してみると、中学校の各学年で新たに不登校となった生徒が多いことがわかります。

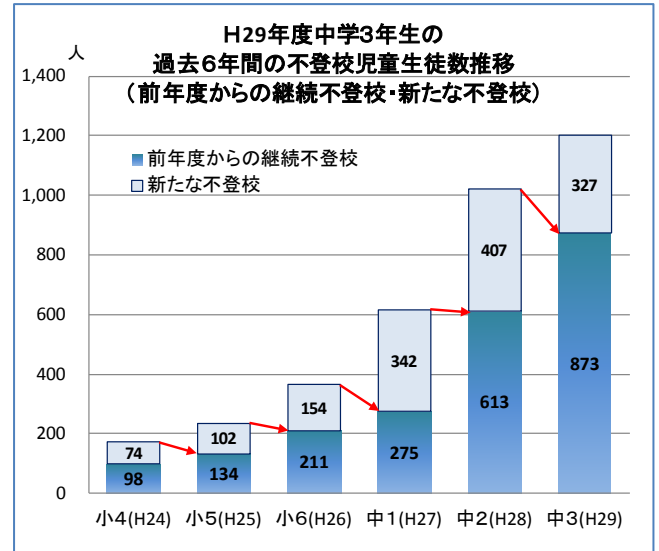
【新たな不登校の状況(学年ごと)】



【新たな不登校の状況】

■ 継続または新たな不登校の分類から見た不登校数の推移。

- ・ 同じ学年の過去6年間の不登校児童生徒数の推移をみても、不登校児童生徒数の増加は、毎年積み上げるように増えているのではなく、進級して再登校する児童生徒がいる一方で、新たな不登校児童生徒がそれ以上にいることで増えています。
- ・ 中学校では、学年に関わらず多くの生徒が新たに不登校になっています。
- ・ 不登校児童生徒に対する自立に向けた支援を行う一方で、新たな不登校児童生徒を生まない取組が求められます。



(2) 不登校の要因と考えられる状況

分類	区分	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係	教職員との関係	学業の不振	進路にかかわる不安	クラブ活動、部活動への不応	学校のきまり等	入学、転編		
1	「学校における人間関係」に課題を抱えている	904	19.8%	43	642	61	69	11	25	4	35	124	37
2	「あそび・非行」の傾向がある	156	3.4%	1	16	6	41	1	2	41	1	63	21
3	「無気力」の傾向がある	1,147	25.2%	2	146	9	359	34	10	17	38	459	208
4	「不安」の傾向がある	1,676	36.8%	26	455	65	311	59	29	26	122	385	457
5	「その他」	676	14.8%	2	35	6	19	4	1	2	12	314	302
合計		4,559	100.0%	74	1,294	147	799	109	67	90	208	1,345	1,025
割合				1.6%	28.4%	3.2%	17.5%	2.4%	1.5%	2.0%	4.6%	29.5%	22.5%

※ 割合は、件数合計に占める割合
 ※ 学校に係る状況・家庭に係る状況 (状況は複数選択可)

■ 不登校の要因と考えられる状況では、「不安」「無気力」の傾向にある児童生徒が全体の61.9%です。

- ・ 分類上高い割合を占める「不安」の傾向がある児童生徒では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や「学業の不振」、「家庭に係る状況」が主な要因となっています。「無気力」の傾向がある児童生徒は、「学業の不振」、「家庭に係る状況」が主な要因となっています。
- ・ 「学校に係る状況」の中では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が28.4%、「学業の不振」が17.5%と高い要因となっています。家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が29.5%を占めています。

- ・ 不登校の状況にある児童生徒への支援は、個々の状況に応じた対応を考え、専門家とのチームによる支援や家庭訪問等により、本人、保護者との意思を尊重した取組を継続しています。
- ・ 児童生徒が安心して通えるための環境整備、学習支援、教育相談を一層充実し、別室登校などきめ細かな対応を行うとともに、小中連携による9年間を見通した一層の支援を推進します。
- ・ 過去に不登校等の経験のある児童生徒に対しては、「3年間の欠席状況一覧表」を作成するなど本人の状態、過去の状況を正確に把握し、小さな兆候を見逃さず、休み始めの迅速な組織的支援を推進します。
- ・ 日常の授業や行事等において児童生徒が安心できる「居場所づくり」、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動の「絆づくり」を意図的・組織的に行うなど、「魅力ある学校づくり」※の取組を推進するとともに、深い児童生徒理解のもと、新たな不登校児童生徒を生まないための学校風土づくりを一層行います。

※「魅力ある学校づくり」とは、新たな不登校を生まないために、児童生徒にとって、通うことが楽しい魅力のある学校づくりを進める取組です。学校が行っている行事や授業等の日常的教育活動について、その狙いや目的が全ての児童生徒に届いているかを年3回の点検・見直しを繰り返し行い、学校が児童生徒にとっての「意味のある大切な場」となっているかを確認することで、「不登校と未然防止の取組」を進めていく取組です。

(3) 相談指導を受けた機関

H29		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									合計
		(教育支援センター(適応指導教室))	教育委員会等教育委員会の機関	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関等	養護教諭による専門的な指導	スクールカウンセラー等の相談員等による専門的な相談	
H25	小学校	68	71	101	38	164	43	14	162	435	1,096
	中学校	157	116	109	17	214	65	44	265	703	1,690
	計	225	187	210	55	378	108	58	427	1,138	2,786
H26	小学校	68	106	125	26	192	50	16	198	501	1,282
	中学校	169	85	159	17	293	92	48	296	771	1,930
	計	237	191	284	43	485	142	64	494	1,272	3,212
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404

(4) 長期欠席(年間30日以上)した児童生徒に対する学校の取組状況(横浜市独自調査)

【家庭訪問等の状況(29年度)】

H29	学校数(分校除く)	訪問の頻度			訪問者(複数回答)					訪問時の支援内容(複数回答)				別室登校の実施(複数回答)				心理や福祉の専門家との連携(複数回答)	
		毎日	(週1回以上)	回数	担任	専任教諭	学年主任	養護教諭	スクールカウンセラー	本人と面談	学習支援	保護者と面談	学習配布物の提供	保健室	相談室	特別支援教室	その他の場所	スクールカウンセラー	ソーシャルワーカー
小学校	340	9	141	170	311	241	58	32	24	294	143	298	274	165	156	32	113	301	92
	割合	2.6%	41.5%	50.0%	91.5%	70.9%	17.1%	9.4%	7.1%	86.5%	42.1%	87.6%	80.6%	48.5%	45.9%	9.4%	33.2%	88.5%	27.1%
中学校	147	2	73	72	147	84	102	16	40	145	72	145	139	66	102	47	54	146	44
	割合	1.4%	49.7%	49.0%	100.0%	57.1%	69.4%	10.9%	27.2%	98.6%	49.0%	98.6%	94.6%	44.9%	69.4%	32.0%	36.7%	99.3%	29.9%
計	487	11	214	242	458	325	160	48	64	439	215	443	413	231	258	79	167	447	136
	割合	2.3%	43.9%	49.7%	94.0%	66.7%	32.9%	9.9%	13.1%	90.1%	44.1%	91.0%	84.8%	47.4%	53.0%	16.2%	34.3%	91.8%	27.9%

■ 長期欠席児童生徒に対して組織的な支援を行っています。

- 各学校では、長期欠席児童生徒に対し、定期的な家庭訪問を実施しており、担任、児童支援・生徒指導専任教諭、学年主任やスクールカウンセラーが訪問する等、組織的な支援を行っています。兄弟が中学校に在籍している場合、中学校の担任や専任と連携して家庭訪問を行っている小学校の例もあります。
- スクールカウンセラーと連携しているケースが91.8%と高い割合になり、スクールソーシャルワーカーとの連携は、全学校数の約3割で行われています。課題を整理したり、福祉的支援や環境調整が必要となったりするケースにおいて、その役割が高まっています。
- 訪問時における内容は、本人・保護者との面談を中心に状況を把握し、一人ひとりに応じた支援につなげています。例えば、本人や保護者が見通しを持てるように相談をしながら登校時間や学習の内容について1週間の予定を立てる、翌週の時間割を週末に渡して参加できそうな授業を担当と確認する、行事の活動等について確認するなどや、担任や専任教諭が公園で一緒に遊んで交流したり、学校開放や地域のスポーツ活動の機会を利用して体育館で活動の様子を参観し声をかけたりするケースもあります。

・ 教育総合相談センターでは、「保護者の集い」等の開催による不登校の保護者相談を開催したり、横浜支援センター(ハートフルルーム等)を増設したりするなどより一層の支援体制の強化に努めています。

・ 社会的自立を目的として、フリースクール等の民間教育機関と連携した不登校支援活動を引き続き推進します。

子供の「心」を んでこそ 心・全な マホ・ケータイ!

「人と人との直接のかかわり」は、「スマホ・ケータイ等でのかかわり」に優先します。だからこそ、スマートフォン・携帯電話等の購入者であり、責任を負う保護者が、人と人との直接のコミュニケーションの大切さを、普段から子供に伝えていく必要があります。子供を守るために保護者と学校が同じ視点をもって「適切なコミュニケーション」がとれるよう取り組んでいきましょう。



スマートフォンや携帯電話は「保護者」が買って、子供に貸与するものです。

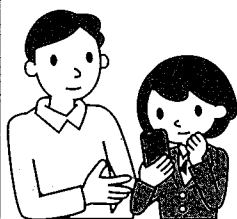
※ゲーム機器等からでもインターネットにアクセスでき、トラブルが起きている。

フィルタリングや他のアプリの起動制限・インストール制限をするのは「保護者」です。

※コミュニティーサイトで犯罪被害に遭った子供の9割以上がフィルタリングに加入していませんでした。 <平成24年警察庁調査>

インターネットの特性は、瞬時に、広範囲に、消えることなく、一方的に情報が流れ、それに対して返信や転送ができる相互性があることです。インターネットを利用する際には、「責任」が伴います。このことをしっかり子供に伝えていかなければなりません。

インターネット上で、被害に遭った子供たちを守ることはもちろんのこと、誹謗中傷などの行為を行う子供にしないことが大切です。「相手のことを思いやる心」は、保護者と子供との日常的なふれあいから生まれます。家庭と学校が協力して、思いやりの「心」を育みましょう。



一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。
誹謗中傷(相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込む行為)
は決して許されない行為です。

※脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。



Q1

スマートフォンや携帯電話の購入時にやっておくべきことは何ですか。

Answer

子供と話し合うことです。次の3つを中心に具体的に話し合うことが必要です。

- ①購入する目的
- ②フィルタリングアプリの導入やインストール制限等の設定の必要性
- ③家庭でのルールづくり^(※1)



Q2

フィルタリング^(※2)は、どのように設定するのですか。

Answer

- ①スマートフォンの場合は、フィルタリングアプリを導入し、更に他のアプリの起動制限、インストール制限をすることが望ましく、各設定^(※3)が必要です。
- ②携帯電話の場合は、購入時に販売店等で申し込んでください。

Q3

「フィルタリングを外して」「見たいサイトが見られない」と言われた場合は、フィルタリングを外していいですか。

Answer

フィルタリングを外すことは子供をインターネット上での危険にさらすことになります。

また、「見たいサイトが見られない」といった場合には、「なぜそのサイトがフィルタリングの対象なのか」「そのサイトを見る必要があるのか」などを十分確認してください。必要な場合には、そのサイトだけをフィルタリングの対象から外すことができます。

各設定方法が不明な場合は、販売店等に相談することも有効です。

Q4

「SNS」^(※4)が問題になっていると聞きますが、どういうことですか。

Answer

悪口や画像などをインターネット上に流されて、トラブルになったり、誰にも言えずに苦しんでいる子供たちがいます。また、発信者が特定され、いわれのない非難が集中して、生活に支障が出るほど追い込まれる子供たちもいます。

一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。

Q5

一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻らないとは、どういうことですか。

Answer

送信内容を見た人の感情はもとは戻りません。また、受信側が自分だけで削除しても、相手限定して送信しても、転送等で不特定多数に流れます。



Q6

無料通話アプリでの、誹謗中傷の書き込みなどがあった場合は、どうすればいいですか。

Answer

無料通話アプリ等での書き込みは、当事者間で削除をすることが基本です。それは、グループ内の特定の人だけでのやりとりとなるため、他の人には分からないという特性があるからです。

場合によっては、保護者の責任のもと、関係者に連絡したり、書き込まれた内容を削除させたりする必要もあります。

子供が情報発信に対する責任の重みを理解して、行動できることが必要です。

コミュニティサイト^(※5)などで、悪口やいやなことを書かれたり、許可無く画像などを載せられたりした場合はどうすればいいですか。

Answer

本人・保護者が削除依頼^(※6)をします。
削除依頼の順番は次の通りです。

- ①掲示板管理者、ブログの作成者等
(サイト管理者、サービス提供者含む)
- ②プロバイダ^(※7)



「この地域で今から24時間以内に大地震が発生します。安全のために、この内容を10人へ送ってください。」と送られてきました。どうしたらいいですか。

Answer

事実でない情報を広めてしまう恐れがあります。信用のできる内容なのかを確かめ、他人へ発信していいものかを判断して行動することが必要です。

いわゆるチェーンメール^(※8)は送る必要はありません。

無料通話アプリやコミュニティサイトなどでの書き込み等、インターネット上で情報発信するときに必要なことは何ですか。

Answer

子供が発信する情報の責任は保護者にあることをふまえ、普段から情報の扱いについて具体的に話し合うことが大切です。

子供が情報発信する際には、その情報について

①自分で責任が持てるか。

②相手に迷惑をかけることはないか。

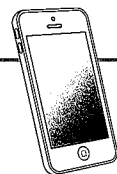
を自覚して、行動することが必要です。

相手を誹謗中傷する内容は決して発信してはいけません。

- ※1 スマホ18の約束 <http://www.frey.jp/sol/edu/>
- ※2 フィルタリングとは、有害なサイトへのアクセスを制限するサービスです。携帯電話へのフィルタリングは神奈川県条例で、18歳未満は義務化されています。
- ※3 一般財団法人インターネット協会 <http://www.iajapan.org/>
- ※4 SNSとはソーシャルネットワーキングサービスの略で、コミュニティ型、会員制のウェブサイトのことです。
- ※5 興味や関心を共有する人々が集まる、情報交換などのコミュニケーションを中心としたウェブサイトのことです。
- ※6 違法有害情報センター http://www.ihaho.jp/guideline/p_sakujo-form.pdf
- ※7 インターネット接続業者のことです。
- ※8 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

横浜「ケータイ・ネット」五か条

- 一、横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。
- 二、横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。
- 三、横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。
- 四、横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の取組を積極的に支援します。
- 五、横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します。



横浜「ケータイ・ネット」五か条は平成20年10月に『「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡協議会』から発表された提言です。

学校への携帯電話等の持ち込みは原則禁止となっています。

- 「警察庁セキュリティポータルサイト@Police」(警察庁) <http://www.npa.go.jp/cyberpolice/>
- 「青少年を守るための携帯電話についての新しいルールです」(神奈川県青少年課) <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/160794.pdf>
- 違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp>
- 神奈川県警察 <http://www.police.pref.kanagawa.jp/>
- 「ちょっと待って!ケータイ&スマホ」リーフレット(文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm



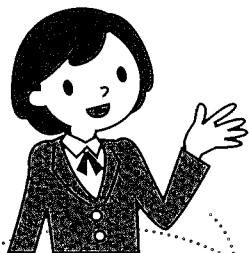
子供にスマートフォン・携帯電話を貸与する際には、家族でしっかりと話し合うことが大切です。

家庭でのルールづくりをしましょう。



〇〇家のスマホ・ケータイ3か条

- 1 家族のいるところで使う。
- 2 食事の時間は使わない。
- 3 夜9時以降のメールはやめる。



「家族と一緒に過ごす場所で使う」ことにしたら、親子の会話が良好になった!!

「夜9時以降はメールをしない」と決めてからスマホを気にしなくてすみ、家での会話が楽しい!



- ★ルールづくりは子供を守るためのものです。
- ★ルールが、安心してスマホ・ケータイ等を使うために機能しているかを、定期的に話し合うことも重要です。

わが家のスマホ・ケータイ3か条

1

2

3



スマホ・ケータイの先には人がいます。
人と人が向き合って直接話すことが基本です。

人と人が向き合って話をする大切さは今も昔も変わりません。
あたたかい人と人のかかわりができてこそ、インターネット機器が有効に使われます。

私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

よこ はま し きょう いく い かい
横浜市教育委員会
Yokohama City Board of Education



文部科学省

平成 31 年度 いじめ問題対策連絡協議会関係 年間予定

月 日	時 間	内 容
6月5日(水)	15時~17時	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：関内駅前第一ビル
10月30日(水)	15時~17時	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：関内駅前第一ビル
12月		いじめ防止啓発月間における取組 (のぼり、ポスター等)
12月7日(土)	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所：未定